

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公表番号】特表2003-520000(P2003-520000A)

【公表日】平成15年6月24日(2003.6.24)

【出願番号】特願2001-551044(P2001-551044)

【国際特許分類】

H 04 L	12/56	(2006.01)
H 04 M	3/42	(2006.01)
H 04 W	4/00	(2009.01)

【F I】

H 04 L	12/56	B
H 04 M	3/42	A
H 04 B	7/26	M

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年10月6日(2010.10.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

前記ネットワークは、各端末装置のプロフィールを蓄積する少なくとも1つのエンティティを含む。これらの端末装置は、ネットワークでの起動時に前記ネットワークに登録をする。ディレクトリ記憶装置は、サービスを提供する各記憶装置のアドレスを提供するが、これらのアドレスは、前記少なくとも1つのエンティティの前記プロフィールに格納されており、前記登録が完了した端末が、サービスへのアクセスに使用しうるものである。前記少なくとも1つのエンティティは、ホーム・ロケーション・レジスタであって良い。ネットワークは、各々の移動端末装置の起動と前記ネットワークへの登録時にディレクトリ記憶装置のアドレスを複数の移動端末装置の各々に提供する。各移動端末装置は起動時にネットワークに登録し、移動端末装置の登録に応答してネットワークは各々の起動した移動端末装置をディレクトリ記憶装置に登録し、前記ディレクトリ記憶装置は利用可能な登録サービスの識別情報を将来のアクセスのために登録サービスの識別情報を蓄積している各移動端末装置に返す。ディレクトリ記憶装置は、少なくとも1つの移動端末装置の少なくとも1つの記憶装置へのアクセスを制御するためにアクセス制御規則を適用する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

前記ネットワークは、各端末装置のプロフィールを蓄積する少なくとも1つのエンティティを含む。これらの端末装置は、ネットワークでの起動時に前記ネットワークに登録をする。ディレクトリ記憶装置は、サービスを提供する各記憶装置のアドレスを提供するが、これらのアドレスは、前記少なくとも1つのエンティティの前記プロフィールに格納されており、前記登録が完了した端末が、サービスへのアクセスに使用しうるものである。前記少なくとも1つのエンティティは、ホーム・ロケーション・レジスタであって良い。ネットワークは、各移動端末装置の起動と前記ネットワークへの登録時に、複数の移動端末

装置の各々にディレクトリ記憶装置のアドレスを提供する。各移動端末装置は起動時にネットワークに登録し、移動端末装置の登録に応答して前記ネットワークは各々の起動した移動端末装置をディレクトリ記憶装置に登録し、前記ディレクトリ記憶装置は、利用可能な登録サービスの識別情報を、将来のアクセスのために登録サービスの識別情報を蓄積している各移動端末装置に返す。ディレクトリ記憶装置は、少なくとも1つの移動端末装置の少なくとも1つの記憶装置へのアクセスを制御するためにアクセス制御規則を適用する。

全図において同様な参照数字は同様の部分を特定する。